

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
(人事課) 一
(財政課) 一

規 則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表教育長の項を次のように改める。

教育長

教育委員会事務局及び教育機関の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員に関する次のこと。
一 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十七条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条の規定による児童手当の認定に関する事務(平成二十二年法律第十九号)第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第六条の規定による子ども手当の認定に関する事務
二 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七十七号)第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第六条の規定による子ども手当の認定に関する事務

第三条の表警察本部長の項第二号中、「係る児童手当法第十七条第一項の規定によつて読み替えられ

る同法第七条の規定による児童手当の認定に関すること及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第六条の規定による子ども手当の認定に関する」を「関する次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 児童手当法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条の規定による児童手当の認定に関する事務

ロ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第六条の規定による子ども手当の認定に関する事務

ハ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第六条の規定による子ども手当の認定に関する事務

第五号第六項に次の一号を加える。

三 教育委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする公益社団法人又は公益財団法人が租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十六条の二十八の二第一項第一号に定める要件を満たす旨の証明に係る事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十一号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則(平成十二年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の前の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「東日本大震災」に改め、同項中、「二十五の項、二十六の項」を、「二十三の項から二十六の項まで」に改め、「三十三の項、三十九の項、四十三の項、九十二の項、百三十の項、百三十二の項、百六十四の項、百七十六の項、百九十の項、二百三十三の項、二百三十九の項及び、二百四十の項、二百四十一の項、二百四十六の項、二百四十七の項、二百五十六の項、二百五十八の項、二百六十の項、二百六十二の項」を削り、「二百七十三の項及び二百八十六の項」を「及び二百七十三の項」に、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)(平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「東日本大震災」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定（）、三十三の項、三十九の項、四十三の項、九十二の項、百三十の項、百三十一の項、百六十四の項、百七十六の項、百九十の項、二百三の項、二百十九の項及び、二百四十の項、二百四十一の項、二百四十六の項、二百四十七の項、二百五十六の項、二百五十八の項、二百六十の項、二百六十二の項を削り、二百七十三の項及び二百八十六の項を、及び二百七十三の項に改める部分に限る。）は、平成二十四年四月一日から施行する。